

# 不妊治療保険化について

最初に

2022年4月1日から施行の為、月経が始まって4月1日以降に治療に入られた方が対象となります。

体外受精の保険適用に関しては年齢制限、回数制限があります。

(タイミング療法、人工授精には年齢制限、回数制限はありません。)

治療開始日が40歳未満の場合→移植6回まで

(採卵回数ではなく移植回数となります。)

治療開始日が40歳以上43歳未満の場合→移植3回まで

(採卵回数ではなく移植回数となります。)

初年度は経過処置がございます。詳しくはリーフレットをご確認ください。

※ 精子提供、卵子提供、将来使用することを目的とした未受精卵子凍結保存、精子凍結保存に関しては保険適用とはなりません。

不妊治療を保険で治療を行う場合には原則として治療開始前に夫婦での来院が必要になります。治療希望周期の月経3日目(体外受精希望の方)か月経5日目(人工授精・タイミング希望の方)来院の際にご夫婦で来院していただくか、難しい場合には月経が始まる前にまずは治療方針を立てるためにご夫婦で御来院していただいても構いません。

また継続して治療を行う場合には、6ヶ月に1度同様に夫婦での来院が必要になります。

当院に2回以上の受診がない再診の方、初診の方で自己注射をご希望の場合は2回の受診を行い、3回目の受診時から自己注射用の薬剤をお持ち帰りいただくことが可能となります。上記の方で保険での治療をご希望の場合、注射を全て当院で行っていただく必要があります。

※ご希望される治療方法、内容によっては自費診療となる場合があります、その際には治療費全てが自費診療となる場合がございます。

※高額療養費限度額制度使用した場合は還付金があります。窓口会計時までに提出がない場合には後日患者様自身で手続きをお願いいたします。採卵当日までにご持参ください。支払い時ではなく来院時に先に提出をお願いいたします。

2022年3月25日時点

## 不妊治療に関する支援について 一部抜粋

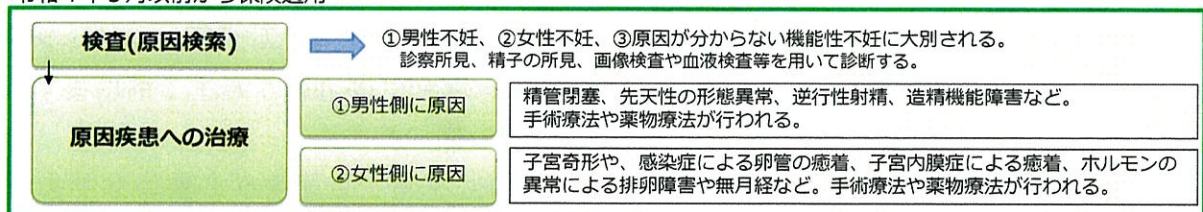
1. 不妊治療の保険適用
2. 不妊治療に関する支援（保険適用以外）

※ 本資料（診療報酬に関する部分）は現時点での診療報酬改定の概要をご紹介するためのものであり、算定要件・施設基準等の詳細については、今後正式に発出される告示・通知等をご確認ください。

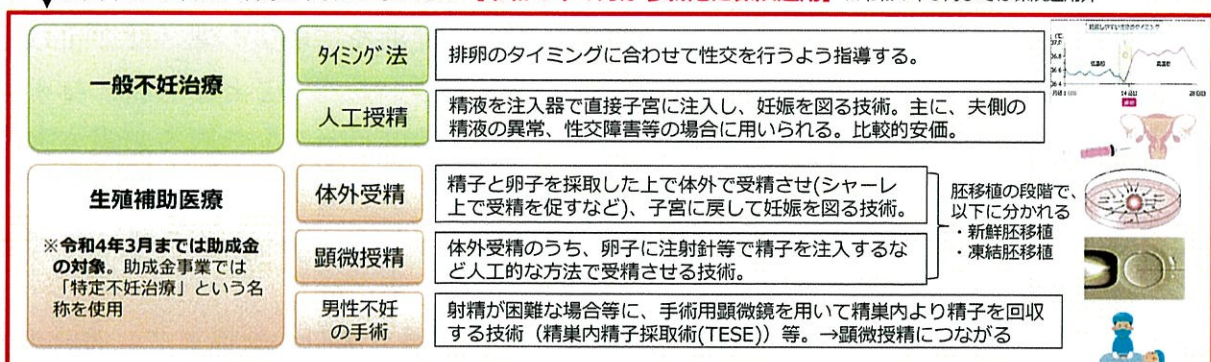
Ministry of Health, Labour and Welfare

## 不妊治療の全体像

令和4年3月以前から保険適用



↓ 原因不明の不妊や治療が奏功しないもの **【令和4年4月から新たに保険適用】** ※令和4年3月までは保険適用外

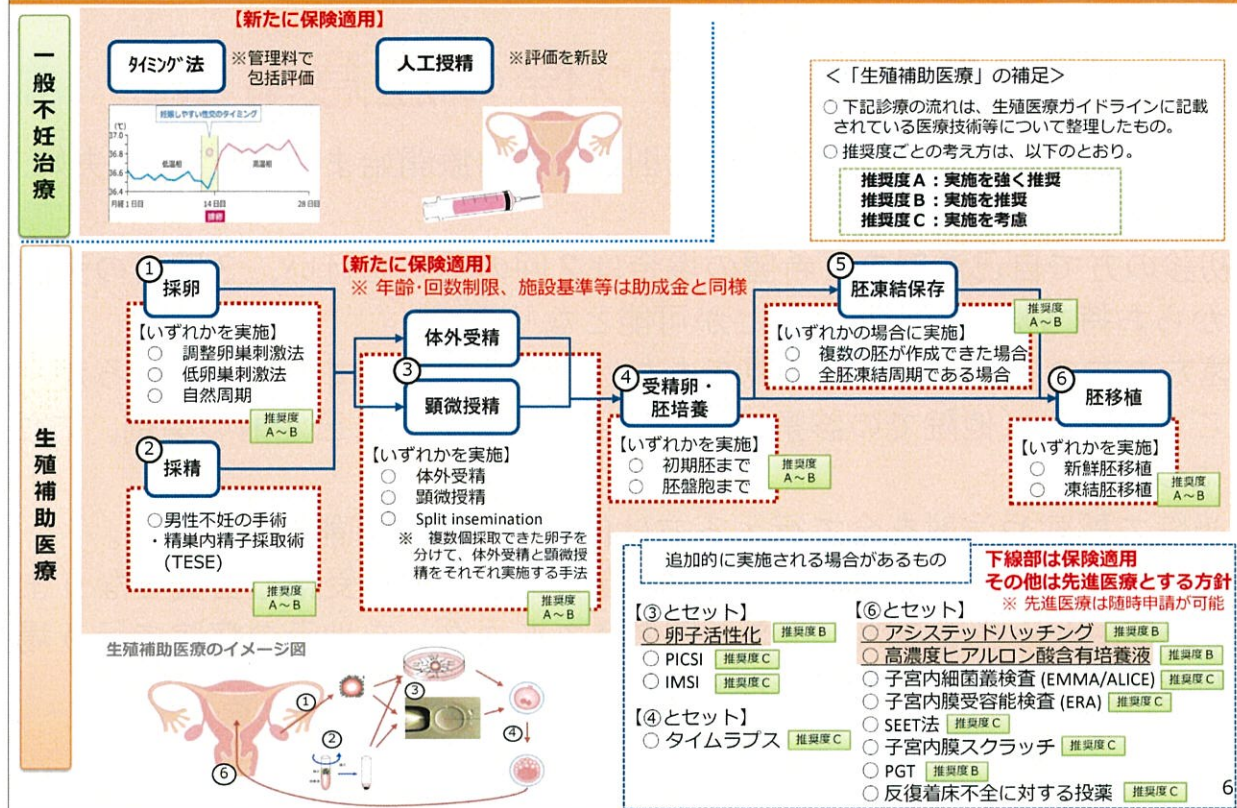


第三者の精子・卵子等を用いた生殖補助医療

- 第三者の精子提供による人工授精(AID)
- 第三者の卵子・胚提供
- 代理懐胎

「生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律」(令和3年3月11日施行)の附則第3条に基づき、精子、卵子又は胚の提供及びあっせんに関する規制等の在り方等について国会において議論がなされているところであるため、**保険適用の対象外。**

## 新たに保険適用される範囲【令和4年4月以降】



## 新設される診療報酬点数【令和4年4月以降】

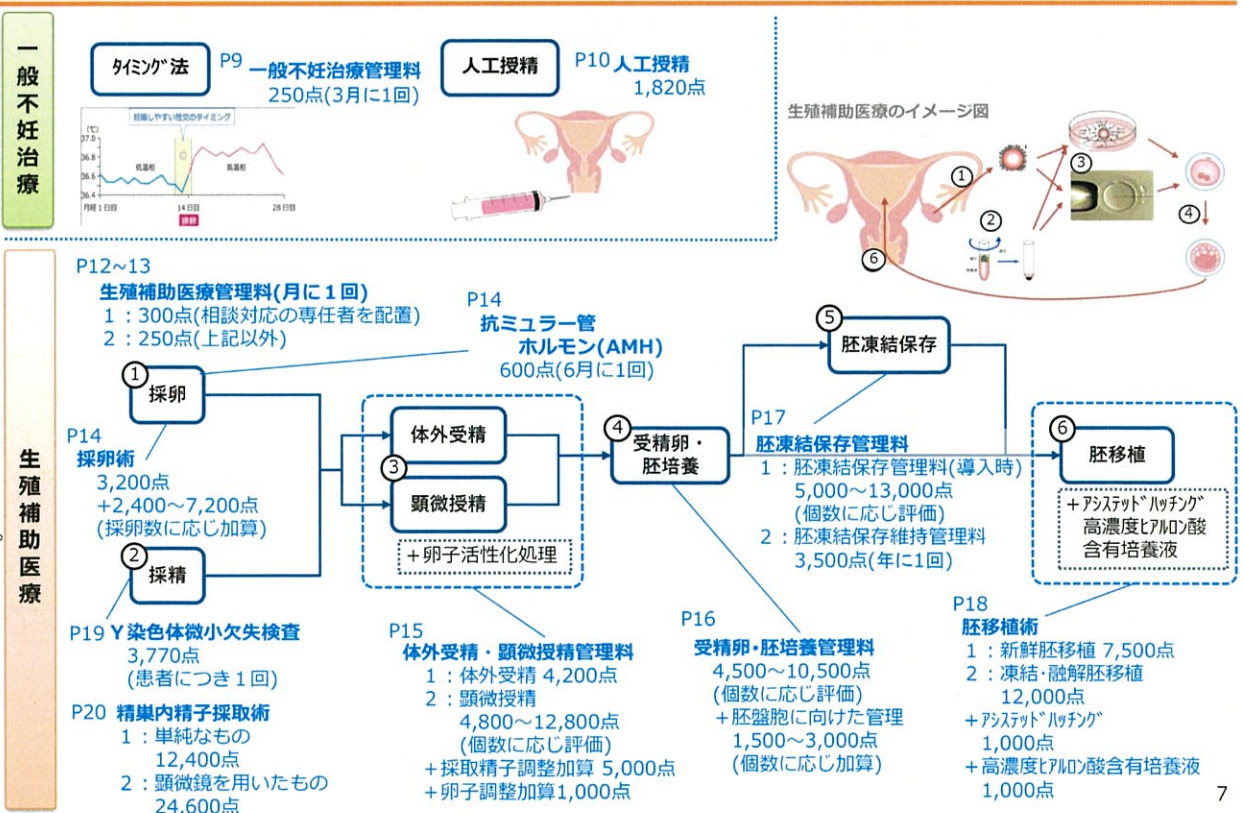
### 保険点数の計算方法

1点×10円  
 その内の3割が  
 患者様負担

例

一般不妊治療管理料  
 250点×10円＝2500円  
 その内3割が患者様負担  
 2500円×0.3＝750円

P〇〇の詳細は  
 当院ホームページ記載の  
 厚生労働省  
 「不妊治療に関する  
 支援について」  
 のPDFをご確認ください。



## 不妊治療を保険で行う際の注意事項

- 不妊治療を保険で行う場合には原則として治療開始までに1度はご夫婦での来院が必須となります。
- 初診の方で自己注射をご希望の場合は2回の受診を行い、3回目の受診時からお持ち帰りいただくことが可能となります。
- 遠方の方の治療に関しては現在まだはっきりとできていないところがございます（他院での診察の保険診療の有無や、自己注射の薬剤、方法について）  
当院で診察や注射を全て行える方は保険で治療が可能となります。
- 薬剤を郵送する場合、薬剤の費用は自費となり体外受精も自費となります。
- 上記理由から当面の間、遠方の患者様でモニターを地元の病院で行う場合は治療費は全て自費診療となります。

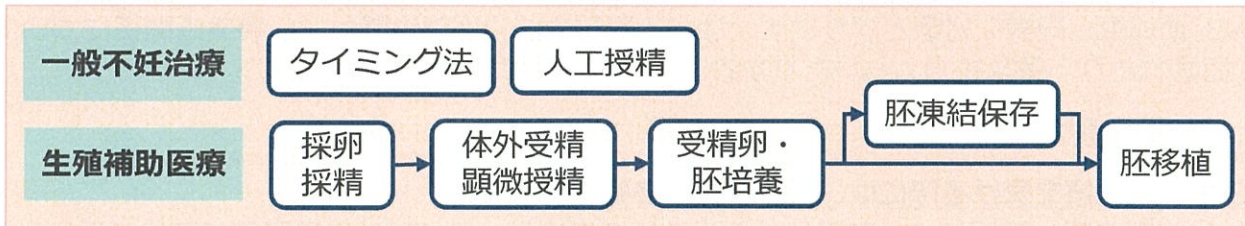
- PGT-A/SRに関しては保険診療が認められておりませんので、治療費用は全て自費診療となります。
- 不妊治療に関する助成金制度は廃止になりますが、各自治体各自で行っている助成金制度もございますのでそちらに関してはお住まいの自治体にご確認ください。
- 時間外診療、休日診療に関しては別途加算が掛かります。
- 新たに決まったことは決まり次第掲載していきますので、当院ホームページをご確認ください。

令和4年4月から、

# 不妊治療が保険適用されます。

## ✓ 体外受精などの基本治療は全て保険適用されます

- 国の審議会(中央社会保険医療協議会)で審議された結果、関係学会のガイドラインなどで有効性・安全性が確認された以下の治療については、保険適用されます。



- 生殖補助医療のうち、上記に加えて実施されることのある「オプション治療」についても、保険適用されるもの、「先進医療」(\*)として保険と併用できるものがあります。

※「先進医療」とは、保険外の先進的な医療技術として認められたもので、保険診療と組み合わせることで実施することができます。不妊治療に関する「先進医療」は随時追加されることもありますので、詳細は、受診される医療機関にご確認ください。

## ✓ 年齢・回数の要件(体外受精)は助成金と同じです

- 保険診療でも、これまでの助成金と同様に以下の制限があります。

なお、一部の方に経過措置が適用されます。詳しくは裏面(Q9,Q10)をご確認ください。

| 年齢制限                      | 回数制限             |               |
|---------------------------|------------------|---------------|
|                           | 初めての治療開始時点の女性の年齢 | 回数の上限         |
| 治療開始時において女性の年齢が43歳未満であること | 40歳未満            | 通算6回まで(1子ごとに) |
|                           | 40歳以上43歳未満       | 通算3回まで(1子ごとに) |

※ 助成金の支給回数は、回数の計算に含めません。(裏面Q8参照)

## ✓ 窓口での負担額が治療費(\*)の3割となります

- 治療費が高額な場合の月額上限(高額療養費制度)もあります。  
具体的な上限額や手続は、ご加入の医療保険者(国民健康保険にご加入の方は、お住まいの市町村の担当窓口)にお問い合わせください。

※ 保険診療の治療費  
高額療養費制度  
(厚生労働省HP)



～その他、お役立ちページ(厚生労働省HP)～

### ① 不妊治療に関する取組

不妊治療に関する相談支援事業のご紹介、検討会、研究事業などを掲載しています。



### ② 不妊治療と仕事の両立のために

企業の福利担当や事業主の方へ向けた助成金の案内、セミナー、マニュアル等の紹介を行っています。



# [ 不妊治療の保険適用に関するQ&A ]

R4.3.16

## 1. 保険診療を受けるに当たって

### Q1 保険診療を受ける際に必要な準備はありますか？

A1 受診の際には、不妊治療の治療歴や受診した医療機関などの情報を医師等にお伝えください。また、できるだけ患者様とパートナー様のお二人で受診してください。

### Q2 どの医療機関で保険診療を受けることができますか？

A2 助成金の指定医療機関であれば保険診療の施設基準を満たす経過措置があります(令和4年9月30日まで)。各医療機関が地方厚生局に届出を行うこととなりますので、かかりつけの医療機関又はお近くの医療機関にご確認の上、受診してください。

### Q3 事実婚の場合も保険適用の対象ですか？

A3 助成金と同様に対象となります。なお、受診の際に医療機関から、事実婚関係について確認されたり、書類を求められたりすることがあります。

## 2. 治療内容など

### Q4 先進医療を受ける際には、何か手続きが必要ですか？

A4 治療内容や費用について同意が必要になりますが、それ以外に患者側に特段の手続きはありません。なお、先進医療は、医療機関ごとに実施可能な内容が異なりますので、具体的には、受診される医療機関とよくご相談ください。

### Q5 採卵は、複数回実施することはできますか？

A5 保険診療で採卵を行う際は、治療開始時に医師が作成する治療計画に従って行うことになります。その際、医学的に必要と判断された場合は、複数回採卵を行うことも想定されます(例えば、採卵を行っても卵子が得られない場合など)。

### Q6 採卵を保険診療、胚移植を保険外診療で実施することはできますか？

A6 保険診療と保険外の診療(先進医療を除く)を組み合わせることはできません。

## 3. 保険適用前から不妊治療をされている場合

### Q7 保険適用前に不妊治療で凍結保存した胚は、保険適用後も使えますか？

A7 助成金の指定医療機関や学会の登録施設で作成・凍結された胚は、基本的に保険診療でも使用可能です。具体的には、受診される医療機関とよくご相談ください。

### Q8 保険適用で実施できる胚移植の回数は、過去の治療実績が含まれますか？

A8 保険診療における胚移植の回数制限は、保険診療下で行った胚移植の回数のみをカウントしますので、過去の治療実績や助成金利用実績は加味されません。

## 4. 年齢制限・回数制限の経過措置

### Q9 4月に43歳の誕生日を迎えますが、準備が間に合わず43歳未満で受診できなかった場合には、もう保険診療を受けることはできないのでしょうか？

A9 施行当初は医療機関側の準備が整っていないことも想定されるため、令和4年4月2日から同年9月30日までの間に43歳の誕生日を迎える方については、43歳になってからでも、同期間中に治療を開始したのであれば、1回の治療(採卵～胚移植までの一連の治療)に限り保険診療を受けることが可能です。

### Q10 4月に40歳の誕生日を迎えますが、準備が間に合わず40歳未満で受診できなかった場合には、回数制限の上限は通算3回となってしまうのでしょうか？

A10 施行当初は医療機関側の準備が整っていないことも想定されるため、令和4年4月2日から同年9月30日までの間に40歳の誕生日を迎える方については、40歳になってからでも、同期間中に治療を開始したのであれば、回数制限の上限は通算6回となります。